

お知らせ コーナー INFORMATION 2012. 2

お知らせ

錦江町奨学生募集

平成24年度錦江町奨学生募集要項が次のとおり決まりました。希望される方は、錦江町教育委員会まで申し出てください。

1 趣旨

この奨学制度は、学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金の貸与を行い、もって本町教育の発展を図るものである。

2 奨学金の種類・貸与月額

月額20,000円以内

3 応募の資格

月額15,000円以内

4 奨学金の貸付を受ける生徒は、

高等学校及び大学（高专、短大、専門学校及び大学院を含む。）に在学中の者で、次に挙げるものとする。

- ① 経済的理由により就学困難な者
- ② 勉学に努力し、学力、品行が極めて優秀かつ心身共に健全である者
- ③ 本町に住所を有する者の子弟である者

4 貸付及び償還

当該学校の正規の在学期間中とする。

償還

奨学資金は、無利子とし、卒業した年度の翌年度から次の期間内で償還しなければならない。

- ① 高等学校在学期間に貸付けを受けた者：5年
- ② 大学在学期間に貸付けを受けた者：5年
- ③ 高等学校及び大学在学期間を通して貸付けを受けた者：10年

5 提出書類

- ① 錦江町奨学資金貸付願出書
- ② 錦江町奨学生推薦調書
- ③ 提出書類を作成の上、平成24年3月30日までに錦江町教育委員会へ提出してください。

6 申請の手続き

前項の提出書類を作成の上、平成24年4月30日までに採用予定者の決定及び通知

7 採用予定者の決定及び通知

平成24年4月30日までに採用予定者を決定し、本人に通知します。

県営住宅入居者募集

平成24年度県営住宅の空き家待ち順位登録の申込・受付を行います。

【鹿屋市内】

県営西原団地、県営寿団地 ほか10団地

【垂水市内】

県営垂水団地、県営下宮団地

【錦江町内】

県営タウンコート ハウス城元団地

【申込書の配布・受付期間】

平成24年2月1日（水）～同年2月27日（月）午前9時から午後6時まで

【抽選日時】

平成24年3月7日（水）

午後2時

【問い合わせ先】

TEL 0994・40・9620
FAX 0994・40・9621

【鹿屋医療センター 県民健康講座】

脳卒中予防に関する講演会が開催されます。

【期日】

平成24年2月25日（土）午後1時30分～午後4時

【場所】

県民健康プラザ健康増進センター内健康科学館

【講演内容】

- ① 脳卒中予防と最新最新治療法
- ② 今からできる脳卒中予防のための食生活

- ③ いつもの生活にひと工夫今からできる脳卒中予防のための運動

【問い合わせ先】

鹿屋医療センター地域医療連携室
TEL 0994・42・5101
(内線127)

健康増進センター事業課
TEL 0994・52・0052

平成24年3月1日から個人認証の電子証明書の手続きが支所で行えなくなります。

電子証明書を発行する機器が老朽化により廃棄することになり、支所で行うことが出来なくなりました。ご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

住民生活課住民チーム
TEL 0994・22・3039
住民生活課民生チーム
TEL 0994・25・2511

鹿児島県最低賃金が 時間額 647円 に改正されました。

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	時間額(円) 647円	効力発生日 平成23年 10月29日
-----------------------	-----------------------	--------------------------

鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定(産業別)最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

【問い合わせ先】 鹿児島労働局 TEL 099-223-8278
最低賃金テレホンサービス TEL 099-223-8881

休日の在宅当番医

月日	病院名	電話番号
2月11日	肝属郡医師会立病院	22-3111
12日	濱畑クリニック	25-2575
19日	藤崎クリニック	22-2238
3月4日	肝属郡医師会立病院	22-3111

※諸事情により変更となる場合がございますので、ご利用の前にお問い合わせください。

人口の動き

平成24年2月1日現在

	人口	前月号比
人口	8,981人	(△ 31)
男	4,233人	(△ 17)
女	4,748人	(△ 14)
世帯数	4,197戸	(△ 9)

△は減少

町営住宅 空き家状況

(2月1日現在)

大根占地区	宿利原定住促進住宅	京町団地	芝山団地
	1戸	1戸	1戸

お問い合わせ及び入居希望の方は、建設課または地域振興課へご連絡下さい。